生徒指導規程(令和5年度)

尾道市立向東中学校

第1章 総則

1 目的

向東中学校生徒指導規程は、生徒全員が安心・安全に、また学校内外を問わず規律ある豊かな生活を送り 将来、社会で通用する自律した人間を育成するために定めるものとする。

2 校訓「勤・倹・譲」

「勤(つとめ,まことに)」 一生懸命を大切にしよう

「倹(つとめ,むだなく)」 ものを大切にしよう

「譲(つとめ,ともども)」 人を大切にしよう

3 目指す生徒像

- 「よく考える生徒」:「自分はどう考えるのか」表現できる生徒
- 「優しい生徒」:「人を大切にする」生徒
- 「強い生徒」:「へこたれない強い心を持ち」「更に上を目指して突き抜けようとする」生徒
- 「礼儀正しい生徒」:「社会性のある」生徒

第2章 学校生活に関すること

向東中学校の一員としての自覚と誇りをもち、規律ある生活をする。

1 校内生活について

- ① 礼儀正しく生活し、お互いが気持のよいあいさつをする。
- ② 着ベル(「2分前着席」「1分間黙想」「チャイム時のあいさつ」)を守り,授業に集中し,学力向上に努める。 教職員の注意にも関わらず授業中の私語・立ち歩きや指導無視など授業妨害と判断した場合は,一時別室学習の措置や 「特別な指導」を行う。
- ③ 登校後は、許可無く外出できない。無断外出は早退の措置とする。
- ④ 他学年の教室の前を通らない。許可なく他学級に入らない。
- ⑤ 持ち物にはすべて名前を記入する。
- ⑥ 授業道具は毎日持ち帰る。ただし、教科で置いてもよいと決められた道具はロッカーに整理して置いてもよい。
- ① 携帯電話等の不要物は絶対に持って来ない。漫画や雑誌、間食、ゲーム機等、学校生活に必要のないものは持ち込まない。 また、不要なお金を学校に持ってこない。必要があって持ってきたお金は、登校後直ちに教職員に預ける。いかなる理由であれ、不要物の持ち込みが発覚した場合は、学校で預かり、保護者に返却する。
- ⑧ カバンは学校指定の通学カバンとする。行事等、特別に指定された時以外は、常に通学カバンで登校する。 カバンにキーホルダーやマスコットなど不要な飾りは一切つけない。(防犯ブザーは除く。)
- ⑨ 朝は、8時20分までに登校し、1日の授業道具の準備及び提出物を所定の場所に提出する。8時25分には着席し、読書(月・水・金)を開始しておくこと。8時25分のチャイムに着席していない場合は、「学校遅刻」となる。なお、授業毎に出席をとり、授業に遅刻した場合は、「授業遅刻」となる。欠席、遅刻、早退、欠課などは、必ずその理由を担任に届ける。欠席等の連絡は、特別な事情がない限り、8時15分までに保護者が直接学校に電話する。または、コドモンで連絡する。
- ⑩ 給食当番は、指定されたエプロン、バンダナ及び各自で用意したマスクを着用し、分担された自分の仕事に責任をもって行う。なお、マスクを忘れた場合は、学校でマスクを購入する(10円)。
- ⑪ 制汗剤については、無香料のもののみ許可する。
- ② 学校内の施設・設備,公共物(机・椅子やロッカー等)は大切にすること。 破損した場合は報告し、状況によっては弁償する。

2 服装・容儀こついて

① 頭髪はいつも清潔かつ自然な形状に保つようにする。 脱色,染色,パーマ(ストレートパーマも含む)等の加工は禁止する。

男子…・前髪は目にかからないようにする。

・横髪は耳にかからないようにする。後ろ髪は襟下にかからないようにする。



女子…・前髪は目にかからないようにする。

- ・後ろ髪は肩にかからないようにし、それ以上に長い場合は黒・紺・茶色のゴムで結ぶ。
- ・耳より低い位置で横髪を残さないように後ろ中央1か所か、両サイドの2か所をゴム(黒・紺・茶)で結ぶ。または、図 (1の黒のヘアピン(アメピン)でとめる。(原則,運動をする時は取ること。)











2か所で結ぶ 1か所で結ぶ

ポニーテール 片方でまとめている

- ②まゆ毛は剃ったり抜いたり等、加工しない。また、まつ毛の加工も禁止する。
- ③ 次の行為も禁止する。
 - •特異な髪型(左右非対称・モヒカン・パンク・ツーブロック・そり込み等)
 - ・ワックス,ジェル,ムース等の整髪料
 - •口紅(香りつきや色つきリップクリームを含む),香水,マスカラ等の化粧
 - ・ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、カラーコンタクト、ヘアバンド、カチューシャ、ウィッグ等の装身具
- ④ マフラー,ネックウォーマー,手袋は登下校時のみ着用しても良い。ただし校舎内では着用しない。
- ⑤ 膝掛けや座布団の使用は禁止する。
- (6) 靴下は白色無地(ワンポイント可)とする。くるぶしソックス(かかとから15cm未満),ルーズソックスは禁止する。
- ① 通学靴はひも付きの白色運動靴とし、ひもの色は白とし、体育の授業や部活動で使用できるものとする。 ただし、ハイカットや底が厚いものや色のついたラインやマークの靴は禁止する。
- (8) 上履きは、学校指定のものとする。(学年ごとに色が異なる。)
- ⑨ ベルトは黒色を基本とする。装飾があるもの、穴が2列のもの、極端に細いものは認めない。
- (1) 体育の授業時は、学校指定の体操服を着用する。クラブ服は禁止。忘れた場合は実技に参加できない。
- ① 制服は学校指定のものとする。

冬服について ≪4~5月、10月~3月≫

- ・学生服のボタンは、全部きちんと留める。
- ・名札は、左胸ポケットにつける。忘れた場合は1校時が始まる前に職員室に申し出て、紙名札を着用する。 月に3回忘れた場合は、新たに名札を購入(120円)する。
- ・学生服・セーラー服の下に着る服は、すべて白色のTシャツ、体操服、カッターシャツ、トレーナー等であること。 ハイネックは認めない。
- ・カッターシャツやセーラー服・体操服の下に色・柄シャツやハイネックのアンダーシャツを着ない。 白色で無地の肌着を着用する。(部活動独自のシャツ等も下に着ない)
- ・防寒着として、学生服・セーラー服の下に、黒、紺、で無地のセーターやベストを着用してもよい。
- ≪11月~3月の期間内≫ 学生服・セーラー服から出ないように着用する。

女子はストッキング(ベージュ)を着用してもよい。

- •ズボンを改造したり、ずり下げたりして着用しない。
- ・スカートのすその長さは、膝が隠れる長さとする。
- ・スカートを折る、裾を切る短くしたりしては変形してはいけない。※右の写真のように、膝立ちして裾が床につくこと。



夏服について≪6~9月≫

- •男子は、学校指定の白色半袖ポロシャツを着用する。
- (第二ボタンを留め、シャツをズボンに入れる。)
- •女子は、学校指定の白色半袖セーラー服とする。
- ※衣替えの時期は,原則6月1日,及び10月1日の前後1~2週間程度移行期間を設ける。
- ※頭髪服装容儀の違反はその場で直せるものは直す。
- ※頭髪,服装等の極端な逸脱については「正しく直して登校する」指導を行う。
 - 場合によっては「特別な指導」を行う。
- ※上記の規程の遵守が健康上の理由等で困難な場合は、学校に相談するものとする。

3 登下校について

- 交通ルールを守る。信号無視をしない。道いっぱいに広がって歩かない。私有地を通らない。
- ② 登下校は正門から出入りする。ただし、土曜日・日曜日等で正門が閉じてある場合に限り、北門を使用することができる。
- ③ 登下校時の服装は制服とする。朝練習をした場合でも、8時20分までに制服に着替えて着席をする。
- ④ 下校時刻は、期間に応じて、次の2通りとする。
 - •夏時間(卒業式の翌日~市内駅伝大会) 18時00分 ※ただし,5時間授業の場合は17時00分
 - •冬時間(市内駅伝大会~卒業証書授与式の前日) 17時00分
- ⑤ できるだけ人通りの少ないところを避け、一人で帰らないで集団で帰るようにする。また、寄り道や買い食いをしたり店の入り□付近に集まったりしない。
- ⑥ 校区外通学生は、自転車通学することができる。ただし、「自転車通学許可願」を提出し許可を得ること。
 - ・普通自転車,普通ハンドル,車体の色は派手でないものとする。
 - ・自転車通学許可規定(保険加入,二人乗り禁止,片手運転禁止,無灯火禁止,ヘルメット着用,雨天カッパ着用等)を守る。
- ① 自転車通学許可生徒が自転車通学規定等の違反をした場合は、下記の指導を行う。 初回は「2日間の学校預かり」、2回目は「4日間の学校預かり」、3回目は「7日間の許可取り消し」とする。
- ⑧ 自転車通学許可生でない生徒が自転車で通学していること(地域への無断駐輪,知人宅への駐輪の了解を得ているに関係ない)を把握した場合は、一定期間、その自転車を学校で保管する。

保管期間は,違反1回目は2日間,2回目は4日間,3回目以降は7日間(発覚日を含む)とする。

例:保管4日間とは、月曜日発覚の場合、月・火・水・木の4日間保管し、木曜日に返却する。

返却日が休日の場合は,休日明けの課業日に返却する。

4 保健室の利用について

- ① あいさつは大切なマナーのひとつ。入室や手当を受けた時のあいさつ(失礼します。ありがとうございました等)をしっかりする。また、マナーを守り、静かに利用する。
- ② 原則として保健室は休み時間に利用する。
- ③ 授業中の利用については、必ず授業者(先生)に伝えて許可をもらって保健室に行く。 ※ただし、緊急の場合はこの限りでない。
- ④ 無断で入室したり、勝手に器具や薬品等を使ったりしない。
- ⑤ 保健室での休養は原則として1時間以内で1日1回とする。
- ⑥ 保健室を利用して授業を休んだ場合は、その後の体育実技の授業や部活動に参加できない。早く下校して家でしっかり休ま。
- (7) 養護教諭不在の場合は保健室での休養はできない。早退措置をとる。

第3章 校外の生活に関すること

校外においても、向東中学校の生徒としての自覚を持って行動する。

- ① 「起床」「就寝」「学習開始」の時刻を固定(「三点固定」)し,生活リズムを整える。
- ② 深夜徘徊,生徒だけの外泊は絶対にしない。
- ③ 生徒だけでのカラオケボックス,ゲームセンター等への出入りはしない。
- ④ 外出時は、自分の身を守るためにも、中学生らしい派手でない服装で外出する。校外だからといって気をゆるめ、制服(学校指定)を着崩したりしない。私服にきちんと着替える。
- ⑤ 下校後,または休日に用事があって学校に来るときは必ず制服または体操服(学校指定)を着用する。 休日,部活動等で登校する時も制服(学校指定)で登校する。ただし部活動顧問の指示で,向東中体操服、 もしくは定められた部活動着での登校は認める(自転車は禁止)。
- ⑥ インターネット等の使い方に十分注意する。他人の悪口や人権に関わる書き込み等絶対にしない。 SNS (LINE・twitter・Instagramなど)は、いじめや社会的なトラブルのもとになっているので原則禁止とする。
- ① 喫煙(たばこ),飲酒,バイク・車の無免許運転や同乗,自転車の窃盗や万引き等,法律に触れる行為は絶対にしない。 ※違法行為が判明した場合,「特別な指導」を行う。また,法令遵守・再発防止の観点から,校内での指導にとどめず,警察署等と連携し,適切に指導する。

第4章 特別な指導(別室反省指導)に関すること

1 目的

特別な指導は、生徒が自ら起こした問題行動を反省し、よりよい学校生活を送り、人格形成を行うためのものである。生徒が同じ過ちを繰り返さないように、自分がした問題行動について、しっかり振り返り、「事実」「何がいけなかったのか」「誰に迷惑をかけたのか」「今後どうすればよいのか」等を考え、自省することを目的とする。

2 対象

① 法令・法規に違反する行為

飲酒・喫煙(電子たばこも含む) 暴力・威圧・強要行為 器物破損 窃盗・万引き いじめに関係している場合 携帯電話やインターネット等により他人を誹謗中傷したり不正な利用をした場合 登校後の無断外出・早退 家出及び深夜徘徊 その他,法令・法規に違反する行為

- ② 本校の「学校のきまり」等に違反する行為
- ③ 指導に従わないなどの指導無視の繰り返し及び暴言等
- ④ その他,学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

3 場所

場所は別室とし、基本的に他の生徒との接触をしないよう、登校時間、休憩時間等も配慮する。

4 期間

期間は,問題行動の種類によって基本日数を示すが,問題行動や本人の状況等をみて,最終決定する。

- ○基本円数
- ・授業妨害・暴言・指導無視の繰り返し・迷惑、逸脱行為 [2日] ・建造物・器物破損(故意) [3日]
- •飲酒·喫煙·窃盗·万引き[3日] •生徒間暴力[3日] •対教師暴力[5日]
 - ※ 上記以外は状況を考えて決定する。 ※ 終了判断は校長面接によって最終判断する。

5 指導内容

「振り返り用紙」を書き、しっかりと振り返り反省をする。終了後は、学習プリント等を使って、個人学習に集中して取り組む。 奉仕活動や視写を行う場合もある。いずれにせよ静かに自分を見つめることができるようにする。

指定した登校時刻の遅刻,服装頭髪違反など,特別な指導に入れない状態があった場合は,別室指導を行わず,下校させる。

6 留意点

- 「特別な指導」を行う場合は、保護者に、目的や実施方法を説明し、実施する。
- ② 服装,頭髪を正し,礼儀正しい態度で生活する。
- ③ 他の生徒と交流できない。部活動への参加も禁止する。
- ④ 下校後は外出せず,自宅で落ち着いた生活,学習をする。

7 事後の指導

指導後も1週間程度、「授業振り返り用紙」を記入し、学校生活をきちんと送ることができるようにする。

第5章 関係機関(警察等)との連携

法令・法規に違反する行為(第4章2①)については、青少年健全育成の観点から、早い段階で過ちに気づかせ、反省を促し、望ましい方向に導くことを目的として、関係機関(警察、子ども家庭センター等)と連携し指導にあたる。

付則 この規程は令和5年4月1日より施行する。 ※必要に応じて今後見直し・改善を行うものとする。